

介五郎

介護保険版

<医療費請求>

差分マニュアル

Ver. 10.12.0.0



株式会社インフォ・テック

## 目次

---

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1.はじめに .....                        | 2  |
| 2. 新型コロナウイルス感染症に係る措置の変更 .....       | 3  |
| 3. 訪問看護医療の変更 .....                  | 5  |
| 3-1. 臨時的措置による長時間訪問看護加算の入力 .....     | 6  |
| 3-2. 電話等対応時に管理療養費のみ算定できる措置の終了 ..... | 10 |

# 1.はじめに

---

今回リリースいたしました介五郎（介護保険版）「Ver10.12.0.0」では、訪問看護医療請求における新型コロナウイルス感染症対応時の臨時的措置の見直しへの対応を行いました。

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類相当から5類に引き下げられました。これに伴って、新型コロナウイルス感染症の利用者に対して訪問看護を実施した場合の臨時的措置の内容も見直されました。主な見直しの内容は下記になります。詳細につきましては本マニュアルをお読みください。

## 【臨時的措置の見直しの主な内容】

- ①臨時的措置による長時間訪問看護加算の加算額の見直し（令和5年5月8日より適用）
- ②電話等対応時の管理療養費のみ算定できる特例措置の終了（令和5年7月31日終了）

## 2. 新型コロナウイルス感染症に係る措置の変更

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類に移行することが決定しました。それに伴い、新型コロナウイルス感染症の対応を行った時の診療報酬も見直されることとなりました。主な変更点は、新型コロナウイルス感染症対応時の長時間訪問看護加算の報酬額が引き下げられている点と、電話等対応時の管理療養費のみ算定可能とする特例措置が7月31日で廃止される点になります。

5月8日以降の訪問看護療養費の臨時的措置の具体的な内容は以下のとおりです。

### 【令和5年5月8日以降の訪問看護療養費に関する特例】

- ① 新型コロナウイルス感染症の利用者又は新型コロナウイルス感染症が疑われる利用者に対する訪問看護を実施する場合について、当該利用者の状況を主治医に報告し、主治医から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該利用者の看護を行った場合、特別管理加算（2,500円）を月1回に限り算定できる。  
なお、既に特別管理加算を算定している利用者については、当該加算を別途月に1回算定できる。その場合、訪問看護記録書に、主治医の指示内容及び実施した感染予防策について記録を残すこと。また、訪問看護療養費明細書の「心身の状態」欄に、新型コロナウイルス感染症の対応である旨を記載すること。特別管理加算を、新型コロナウイルス感染症の利用者に対してのみ算定する訪問看護ステーションについては、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成18年厚生労働省告示第103号）第一の六の（5）に規定する基準を満たしているとみなすとともに、届出は不要である。
- ② 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護ステーションが緊急に訪問看護を実施した場合、診療所又は在宅療養支援病院の保険医以外の主治医からの指示に基づく場合であっても緊急訪問看護加算（2,650円）が算定できる。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護ステーションが緊急に訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算（5,200円）又は長時間精神科訪問看護加算（5,200円）を訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の100分の50に相当する点数（2,600円）を、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、14日を超えて週4日以上頻回の訪問看護が一時的に必要な場合であって、同一月に2回特別訪問看護指示書を交付され、2回目に交付された特別訪問看護指示書に基づき、週4日以上訪問看護を実施した場合、訪問看護基本療養費を算定できる。
- ⑥ 電話や情報通信機器を用いた訪問看護に係る特例主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき、訪問を予定していた訪問看護ステーションの利用者について、新型コロナウイルス感染症への感染を懸念する等の理由により当該訪問看護ステーションの利用者等からの要望等があり、訪問看護が実施できなかった場合であって、当該利用者に対して訪問看護の代わりに電話等による対応を行う旨について主治医に連絡し、指示を受けた上で、利用者又はその家族等に十分に説明し同意を得て、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合について、訪問看護管理療養費（3,000円）のみを算定可能とする。ただし、当該月に訪問看護を1日以上提供していること。  
なお、訪問看護記録書に、主治医の指示内容、利用者等の同意取得及び電話等による対応の内容について記録を残すこと。訪問看護療養費明細書には、「心身の状態」欄に新型コロナウイルス感染症の対応である旨記載すること。  
本特例については、令和5年7月31日をもって終了する。

（参考）R05.03.31 厚労省事務連絡

『新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて』別添4

<https://www.mhlw.go.jp/content/001083715.pdf>

【主な変更点（抜粋）】

| 旧（令和5年5月7日まで）  | 新（令和5年5月8日以降）  |
|--|--|
| <p>自宅・宿泊療養を行っている者に対して、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合、<u>長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算（5,200円）</u>を、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。</p>   | <p>新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合、<u>長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の100分の50に相当する点数（2,600円）</u>を、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。</p>  |
| <p>自宅・宿泊療養を行っている者に対して<u>緊急に訪問看護</u>を実施した場合、<u>長時間訪問看護加算の100分の300に相当する額（15,600円）</u>を、当該患者に対して主として訪問看護を行った訪問看護ステーションにおいて、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。</p>  | <p>新型コロナウイルス感染症の利用者に対して<u>緊急に訪問看護</u>を実施した場合、<u>長時間訪問看護加算（5,200円）</u>を、当該患者に対して主として訪問看護を行った訪問看護ステーションにおいて、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。</p>  |
| <p>主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき、訪問を予定していた訪問看護ステーションの利用者に対して訪問看護の代わりに電話等による対応を行う旨について主治医に連絡し、指示を受けた上で、利用者又はその家族等に十分に説明し同意を得て、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合について、訪問看護管理療養費のみを算定可能とする。ただし、当該月に訪問看護を1日以上提供していること。なお、訪問看護記録書に、主治医の指示内容、利用者等の同意取得及び電話等による対応の内容について記録を残すこと。訪問看護療養費明細書には、「心身の状態」欄に新型コロナウイルス感染症の対応である旨を記載すること。</p> | <p>主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき、訪問を予定していた訪問看護ステーションの利用者について、新型コロナウイルス感染症への感染を懸念する等の理由により当該訪問看護ステーションの利用者等からの要望等があり、訪問看護が実施できなかった場合であって、当該利用者に対して訪問看護の代わりに電話等による対応を行う旨について主治医に連絡し、指示を受けた上で、利用者又はその家族等に十分に説明し同意を得て、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合について、訪問看護管理療養費（3,000円）のみを算定可能とする。ただし、当該月に訪問看護を1日以上提供していること。（中略）<br/><u>本特例については、令和5年7月31日をもって終了する。</u></p> |

### 3. 訪問看護医療の変更

臨時的措置の見直しにより、新型コロナウイルス感染症の利用者に対して訪問看護を行った時に算定できる長時間訪問看護加算（精神科含む）について、5月8日以降、計画に基づいて訪問した場合は5200円から2600円に、緊急で訪問看護を行った場合は15600円から5200円にそれぞれ変更されます。

また、電話等による対応を行った場合に管理療養費のみ算定可能という措置が令和5年7月31日で終了します。

介五郎では、これらの見直しに対応するため医療看護実績入力にて、5月分以降にサービス名「長時間訪問看護加算（50/100）」（2600円）を追加し、6月分以降から「長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）」（15600円）を削除しました。

また、令和5年8月以降の実績入力ではサービス名「電話等による対応（管理療養費・初回）」および「電話等による対応（管理療養費・2回目以降）」が入力できなくなるようになります。

整理すると下記になります。

#### 【変更内容】

|  |        |  |
|--|--------|--|
| <b>1.（令和5年5月8日適用）新型コロナウイルス感染症の利用者に訪問看護を行った場合の長時間訪問看護加算</b>   |        |  |
| 令和5年5月8日より療養費変更  |        |  |
| ・計画に基づき訪問看護を実施した場合   | 5200円  | → 2600円  |
| ・緊急で訪問看護を実施した場合  | 15600円 | → 5200円  |
| 介五郎の対応   |        |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月提供分以降の医療看護実績入力に「長時間訪問看護加算（50/100）」（2600円）を追加</li> <li>・6月提供分以降の医療看護実績入力から「長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）」（15600円）を削除</li> </ul> ※「長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）」（15600円）は5月7日まで、「長時間訪問看護加算（50/100）」（2600円）は5月8日より算定可能となります。 |        |  |
| 長時間訪問看護加算の使い分け   |        |  |
| 長時間訪問看護加算  | 5200円  | ①通常の長時間訪問看護加算を算定する時<br>②5/7以前に計画に基づき新型コロナの訪問看護を行った時<br>③5/8以降に緊急で新型コロナの訪問看護を行った時 |
| 長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）  | 15600円 | 5/7以前に緊急で新型コロナの訪問看護を行った時   |
| 長時間訪問看護加算（50/100）  | 2600円  | 5/8以降に計画に基づき新型コロナの訪問看護を行った時  |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <b>2. 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して電話等により対応した場合</b>   |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理療養費のみ算定可能→令和5年7月31日で廃止</li> </ul>  |  |  |
| 介五郎の対応   |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月提供分以降の医療看護実績入力から「電話等による対応（管理療養費・初回）」および「電話等による対応（管理療養費・2回目以降）」を削除</li> </ul> |  |  |

### 3-1. 臨時的措置による長時間訪問看護加算の入力

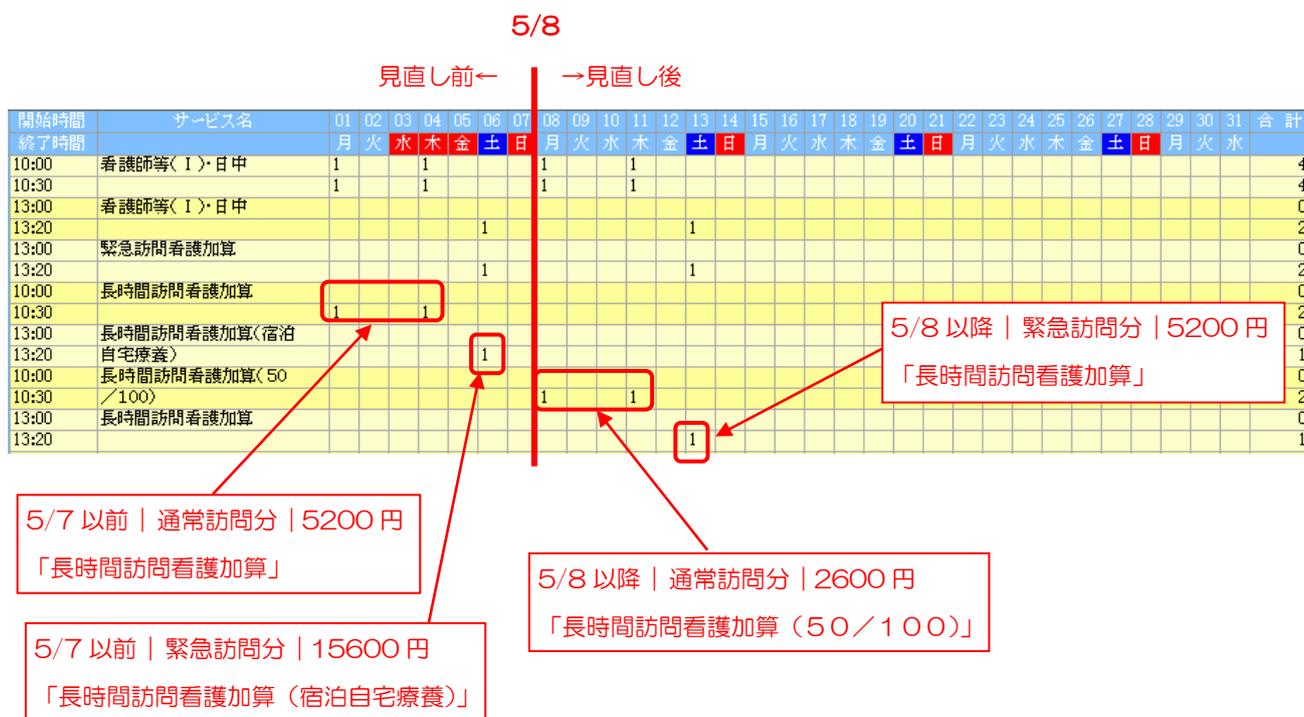
臨時的措置による長時間訪問看護加算の見直しの適用日が 5/8 のため、加算を算定する時は 5/7 以前と 5/8 以降で分けて考える必要があります。5/7 以前に加算を入力するときは見直し前の金額で、5/8 以降に入力する時は見直し後の金額で入力します。

介五郎では長時間訪問看護加算のサービス名を選択することで見直し前・見直し後の金額をそれぞれ入力できます（下表）。特に令和 5 年 5 月提供分の実績では、措置の見直し前と後の実績が混在するので、条件に応じて長時間訪問看護加算を使い分ける必要があります。

| サービス名             | 金額      | 用途   |
|-------------------|---------|--|
| 長時間訪問看護加算         | 5200 円  | ①通常の長時間訪問看護加算を算定する時<br>②5/7 以前に計画に基づき新型コロナの訪問看護を行った時<br>③5/8 以降に緊急で新型コロナの訪問看護を行った時 |
| 長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養） | 15600 円 | 5/7 以前に緊急で新型コロナの訪問看護を行った時  |
| 長時間訪問看護加算（50/100） | 2600 円  | 5/8 以降に計画に基づき新型コロナの訪問看護を行った時   |

<医療看護実績入力（令和 5 年 5 月提供分）>

（臨時的措置による長時間訪問看護加算の入力例）



①5/7 以前に臨時的措置による長時間訪問看護加算を入力する場合

5/7 以前に臨時的措置による長時間訪問看護加算を算定する場合は従来どおりの扱いになります。計画に基づいて訪問看護を実施した場合は「長時間訪問看護加算」(5200 円)を入力します。緊急で訪問看護を実施した場合は「長時間訪問看護加算(宿泊自宅療養)」(15600 円)を入力します。

(5/7 以前に臨時的措置による長時間訪問看護加算を入力する場合)

| サービス名             | 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 09 | 10 | 11 | 12 |
|-------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|                   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  |
| 長時間訪問看護加算(宿泊自宅療養) | 1  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 長時間訪問看護加算         |    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |    |    |    |    |    |

【緊急訪問した時】  
「長時間訪問看護加算(宿泊自宅療養) 15600 円」を入力

【通常訪問した時】  
「長時間訪問看護加算 5200 円」を入力

5/7 以前

②5/8 以降に臨時的措置による長時間訪問看護加算を入力する場合

5/8 以降に臨時的措置による長時間訪問看護加算を算定する場合は見直し後の扱いになります。計画に基づいて訪問看護を実施した場合は「長時間訪問看護加算(50/100)」(2600 円)を入力します。緊急で訪問看護を実施した場合は「長時間訪問看護加算」(5200 円)を入力します。

(5/8 以降に臨時的措置による長時間訪問看護加算を入力する場合)

| サービス名             | 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 09 | 10 | 11 | 12 |
|-------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|                   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  |
| 長時間訪問看護加算         |    |    |    |    |    |    |    | 1  |    |    |    |    |
| 長時間訪問看護加算(50/100) |    |    |    |    |    |    |    |    | 1  | 1  | 1  | 1  |

【緊急訪問した時】  
「長時間訪問看護加算 5200 円」を入力

【通常訪問した時】  
「長時間訪問看護加算(50/100) 2600 円」を入力

5/8 以降

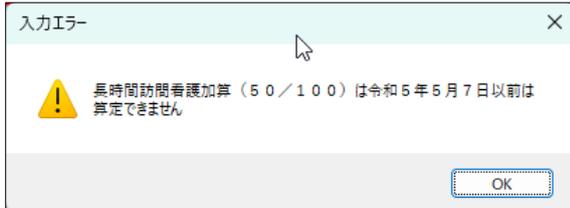
**注意！**

【「長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）」「長時間訪問看護加算（50/100）」のエラーチェック】

5/7 以前に「長時間訪問看護加算（50/100）」を入力した場合と、5/8 以降に「長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）」を入力した場合、どちらも算定できない日に加算を入力しているため、登録時にエラーが表示されます。

（5/7 以前に「長時間訪問看護加算（50/100）」を入力した場合）

（5/8 以降に「長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）」を入力した場合）

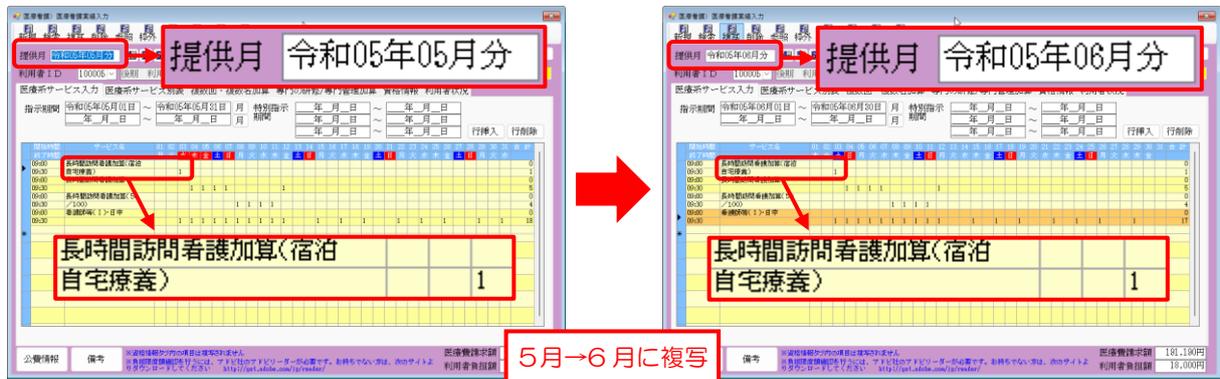


**注意！**

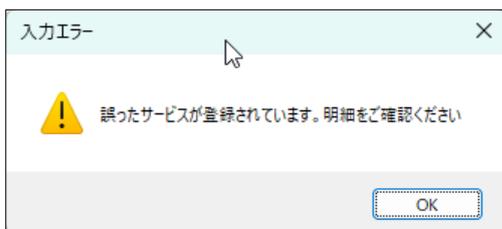
【算定できない月に複写した場合のエラー】

「長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）」または「長時間訪問看護加算（50/100）」を含む実績を算定できない月に複写した場合、登録時に下記エラーが表示されます。このときは不要な加算を削除して登録し直してください。

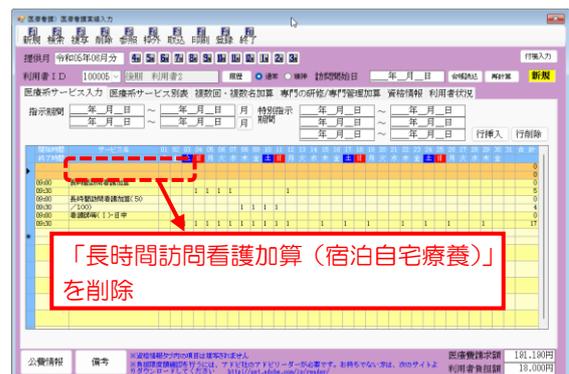
（例）「長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）」を含む5月分の実績を6月分に複写した場合



「長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）」を算定できない月なので登録時にエラーを表示 → 加算を削除



「長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）」が残っているので登録時にエラー





## 3-2. 電話等対応時に管理療養費のみ算定できる措置の終了

---

新型コロナウイルス感染症の利用者に対し、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合に管理療養費のみ算定可能とされていましたが、この措置が令和5年7月31日に終了することとなりました。

介五郎では令和5年8月以降の医療看護実績入力より、サービス名から「電話等による対応（管理療養費・初回）」および「電話等による対応（管理療養費・2回目以降）」を削除しました。



**発行：株式会社インフォ・テック**

〒537-0025

大阪府大阪市東成区中道3丁目15番16号 毎日東ビル2F

(TEL) 06-6975-5655 (FAX) 06-6975-5656

**<http://www.info-tec.ne.jp/>**